

申請に当たってのQ&A

○申請要件について

Q：要件1、要件2のどちらかを満たせば対象となるのか。

A：要件1、要件2の両方を満たさなければ対象となりません。

Q：要件2について、どのような場合要件にあてはまらないのか。

A：以下のような特定の企業等に資する用途でのみ事業を行っている場合はあてはまりません。

- ・企業・工場などの通勤バス
 - ・買い物バス（大規模商業施設からの受託）
 - ・ホテル送迎バス
 - ・スキー場送迎バス
 - ・自動車学校の送迎バス
 - ・イベント会場の送迎バス
 - ・冠婚葬祭の送迎バス
- など

○保有する事業用自動車の車両数について

Q：9月以降に車両を増車しているが、増やした分は対象にならないのか。

A：申し訳ありませんが、8月末時点の保有台数が上限となりますので対象となりません。

また、9月以降に減車している場合は、申請時点の保有台数が対象となります。

○添付書類について

Q：何を添付したらいいか。

A：次の3つ添付していただきますようお願いします。

- ・事業計画書又は事業計画変更届出書の写し（事業用自動車の台数確認のため）
- ・令和元年度または令和2年度の旅客自動車運送事業等報告規則第3号様式（営業収入確認のため）
- ・対象月の月間営業収入がわかる書類（対象月の収入確認のため）

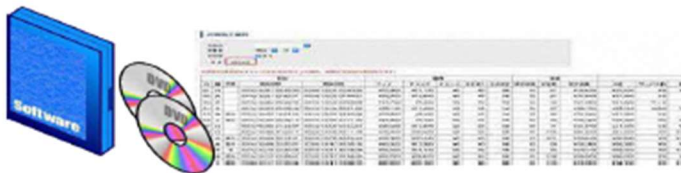
Q：「対象月の月間営業収入がわかる書類」は何を添付したら良いか。

A：令和3年4月～9月のうちいずれかひと月の売上がわかる売上台帳等を添付してください。

【売上台帳等とは】

- ・「年月日」「社名」「月の営業収入の合計額」が確認できる書類であること（書式は問わない）
- ・手書きの売上台帳等のコピーでも問題ありません。

経理ソフトから抽出した売上データ



手書きの売上台帳のコピーなど



エクセルで作成した売上データ

